

福岡県サイクルスタンド等整備補助金 実施要領

この要綱は、本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として自転車観光客が各地域の飲食店や道の駅をはじめとする観光スポットに立ち寄るための利便性の向上を目的とし、サイクルスタンド等整備に関する事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

I サイクルステーション整備事業

1 補助対象者

福岡県内の市町村及び観光協会、観光関連事業者

※「観光協会」とは、次の各号に掲げるいずれかの団体とします。

(1) 法人格を有する団体で、次のア及びイのいずれも満たすもの

ア 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人もしくは特定非営利活動法人であること

(2) 法人格を有しない団体で、次のアからウまでのいずれも満たすもの

ア 地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れに取り組み、あわせて観光振興に資する取組みを行う団体

イ 規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われていること

ウ 活動に係る運営に関し、団体の主たる事務所が所在する市町村から、補助、助成もしくは事業委託を受けていること

※「観光関連事業者」とは、飲食店、土産店、観光施設等、地域の観光産業に資する事業者とします。

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

ア 市町村および観光協会（以下、「市町村等」という。）が、下記の補助対象設備（以下、「対象設備」という）を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。

イ 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。

ウ 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。

■対象設備

設備	規格
サイクルスタンド	新品で、自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするもの。

フロアポンプ (空気入れ)	新品で、空気圧ゲージ付 (1, 100kPaまで注入可能) 仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。
自転車専用工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 ・タイヤレバー3本組セット ・六角レンチセット(2/2. 5/3/4/5/6/8) ・プラスドライバー

(2) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1事業者（もしくは1設置場所）につき、1回の申請とし、その上限額を18千円とする。

II サイクリストに優しい宿整備事業

1 補助対象者

福岡県内の宿泊事業者（旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。）

および民泊事業者（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者。）

ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。

- (ア) 国及び福岡県が所有、管理又は運営するもの
- (イ) 宗教法人が管理又は運営するもの
- (ウ) 政令市に立地するもの
- (エ) 県税に滞納があるもの

2 補助事業等

(1) 補助事業の内容

ア 施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの。

イ 以下に示す設備の設置

設備	規格
フロアポンプ (空気入れ)	新品で、空気圧ゲージ付 (1, 100kPaまで注入可能) 仏式・米式バルブ対応オートヘッド採用のもの。
自転車専用工具	新品で、下記に示す工具又は同等の機能を有するもの。 ・タイヤレバー3本組セット ・六角レンチセット(2/2. 5/3/4/5/6/8) ・プラスドライバー

(2) 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1以内。

ただし、1宿泊施設につき、1回の申請とし、その上限額を50千円とする。

Ⅲ 共通事項

1 事業期間

原則として、当該年度2月末日までに整備・支払が完了するものが補助対象

2 交付決定

交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定

(1) 交付スケジュール

ア 交付申請受付期間

令和4年4月15日(金)から令和5年1月20日(金)

それぞれ午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く)

※予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

イ 補助金交付決定通知

申請受付後、随時審査を実施し、交付決定の可否を通知

(2) 申請について

ア 申請方法

申請書及び各添付書類を揃えて、郵送にて提出してください。

(申請受付窓口) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県商工部観光局観光振興課 観光地域づくり係

イ 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。

※補助要綱・申請様式等は県観光振興課ホームページでダウンロードできます。

申請に必要な書類

○補助金交付申請書(様式第1号)

○事業計画書(様式第2号)

(添付資料)

(1) 対象設備の設置場所の地図

(2) 対象設備の機種名、型式、性能等が確認できる書類

(3) 対象設備の設置に係る見積書の写し

○収支予算書(様式第3号)

3 注意事項

(1) 補助金の申請要件について

次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者の運営に関係している場合又は、間

接事業者である場合は、補助金の交付申請をすることができません。

○福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下「暴排条例」という。）

第 2 条第 1 号に規定する暴力団

○暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

○暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等

市町村以外が補助金交付申請を実施する場合は、申請書別紙の役員名簿（氏名／性別／生年月日）を記入の上、提出してください。

（2）着手時期について

着手時期は、原則として交付決定のあった日以降とします。

（3）消費税の取り扱いについて

課税事業者については、消費税および地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

（4）補助金の支払いについて

県からの補助金の支払いは、原則としてご提出頂いた実績報告書等による検査後です。

補助事業が完了した際は、実績報告書の提出をお願いします。これを受けて、県は完了検査を実施します。補助事業の完了が確認され、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。なお、実績報告には下記の書類のご提出をお願いします。

事業報告に必要な書類
○実績報告書（様式第 8 号）
○事業実績書（様式第 2 号） （添付資料）
・対象設備の設置状況が分かる写真
・対象設備の購入に要した費用に係る領収証等の写し
○収支決算書（様式第 3 号）

概算払の請求をする場合には、請求金額の算出内訳などを記入した「概算払請求内訳書」（様式任意）を添付してご提出をお願い致します。また、全ての事業が完了しましたら、必ず実績報告をお願い致します。

（5）補助事業内容の変更手続きについて

事業内容を変更する場合には、事前に知事の承認を受けることが必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、様式 4 号により事業変更の承認申請を行ってください。ただし、下記に示す軽微な変更については承認申請の必要はありません。

事業内容に変更が生じる可能性がある場合には、早めに担当者まで御連絡ください。変更承認の手続きを経ないで実施された事業に関しては、補助金を交付することができない場合がありますので、必ず事前に御相談ください。

<軽微な変更について>

ア 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、事業目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の増減が20パーセント以内のもの。

イ 事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更。

(6) 同一施設における「Ⅰ サイクルステーション整備補助金」および「Ⅱ サイクリストに優しい宿整備補助金」の併用について

「サイクリストに優しい宿整備補助金」の補助対象となる事業者で、宿泊者以外への飲食等のサービスの提供を行う場合は両補助金の併用が可能です。

ただし、使用の用途が同一の設備の購入は出来ません。

4 その他

(1) 「福岡サイクルステーション」、「福岡県サイクリストに優しい宿」の認定

補助金の交付をもって「福岡サイクルステーション」、「福岡県サイクリストに優しい宿」として認定いたします。

市町村等は、のぼり・ステッカーの受け取り、事業者への配布、視認性の高い場所へ設置及び設置の働きかけをお願い致します。

また、本県が運営するサイクルツーリズムに関するウェブサイト「CYCLE & TRAIL FUKUOKA (サイクルアンドトレイルフクオカ)」(※)に、事業者情報を掲載いたしますので、別紙「登録申請書」をご提出頂くようお願い致します。

(※) <https://www.crossroadfukuoka.jp/cycletrail/>

(2) アンケート調査等への協力

福岡県商工部観光局が、サイクルツーリストを対象としたアンケート・調査等を実施する場合、その調査へのご協力をお願いします。